


津市介護予防・日常生活支援総合事業の
算定構造
(令和3年4月施行版)

 : 令和3年4月改定個所



- 1 介護予防訪問型サービス (独自)
- 2 生活支援訪問サービス (緩和基準A)
- 3 短期集中専門訪問サービス
- 4 介護予防通所型サービス (独自)
- 5 生活支援通所サービス (緩和基準A)
- 6 短期集中専門通所サービス
- 7 介護予防ケアマネジメント

1【介護予防訪問型サービス】

基本部分	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 介護予防訪問型サービス(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス 1月につき 1,176単位 1日につき39単位(日割)	× 90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問型サービス(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス 1月につき 2,349単位 1日につき77単位(日割)				
ハ 介護予防訪問型サービス(III)	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス 1月につき 3,727単位 1日につき123単位(日割)				
ニ 介護予防訪問型サービス(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス (1回につき 268単位) 1月の中で4回までのサービスを行った場合				
ホ 介護予防訪問型サービス(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス (1回につき 272単位) 1月の中で8回までのサービスを行った場合				
ヘ 介護予防訪問型サービス(VI)	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス (1回につき 287単位) 1月の中で12回までのサービスを行った場合				
ト 介護予防訪問型サービス(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 身体介護中心の1回あたり20分未満の訪問型サービス (1回につき 167単位) 1月の中で22回までのサービスを行った場合				

チ 初回加算 (1月につき+200単位)

リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき+100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき+200単位)

ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) 1月につき+所定単位×137/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) 1月につき+所定単位×100/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) 1月につき+所定単位×55/1000
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) 1月につき+(3)の×90/100
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) 1月につき+(3)の×80/100

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

処遇改善加算(IV)及び(V)については、令和4年3月サービス利用分まで算定可能

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき+所定単位×63/1000)
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき+所定単位×42/1000)

--

支給限度額の算定項目

--

・「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目である
 ・「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を参入することとする

※ 令和3年9月30日までの間は、上記イ から ト までについて、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

2【生活支援訪問サービス】

基本部分	注
------	---

事業所と同一
建物の利用者
又はこれ以外
の同一建物の
利用者20人以
上にサービスを
行う場合

イ 生活支援訪問（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス 1月に4回まで 1回につき 241単位	× 90/100
ロ 生活支援訪問（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス 1月に9回まで 1回につき 245単位	
ハ 生活支援訪問（Ⅲ）	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス 1月に14回まで 1回につき 258単位	
ニ 生活支援訪問・短時間 （Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2 （20分未満） 1回につき150単位 事業対象者・要支援1 1月につき 15回まで 要支援2 1月につき 25回まで	
チ 初回加算（1月につき+200単位）		

支給限度額の算定項目

※ 令和3年9月30日までの間は、上記イ から ニ までについて、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

3 【短期集中専門訪問サービス】

基本部分

事業対象者・要支援1・2 1月につき20回まで 522単位

支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 利用料金は定額 1回につき 400円
(介護保険負担割合関係なし)

4 【介護予防通所型サービス】

基本部分			注	注	注	注	注
イ 介護予防通所型サービス	事業対象者・支援1 週1回程度(1月につき)	1,672単位	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき+240単位	-376単位
	事業対象者・支援1 週1回程度(1日につき・日割)	55単位					
	要支援2 週1回程度(1月につき)	1,714単位					
	要支援2 週1回程度(1日につき・日割)	56単位					
	要支援2 週2回程度(1月につき)	3,428単位					
	要支援2 週2回程度(1日につき・日割)	113単位					
	事業対象者・要支援1 週1回程度 4回まで	384単位					
	要支援2 8回まで	395単位					
ロ 生活機能向上グループ加算	1月につき100単位を加算						
ハ 運動器機能向上加算	1月につき225単位を加算						
ニ 若年性認知症利用者受入加算	1月につき240単位を加算						
ホ 栄養アセスメント加算	1月につき50単位を加算						
ヘ 栄養改善加算	1月につき200単位を加算						
ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき150単位を加算					
	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき160単位を加算					
チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
リ 事業所評価加算	1月につき120単位を加算						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	88単位				
		要支援2(週1回程度)	88単位				
		要支援2(週2回程度)	176単位				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	72単位				
		要支援2(週1回程度)	72単位				
		要支援2(週2回程度)	144単位				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1(週1回程度)	24単位				
		要支援2(週1回程度)	24単位				
		要支援2(週2回程度)	48単位				
ル 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき100単位を加算 (3月に1回を限度)					
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算 ※運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する					

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6月ごと 1回につき20単位を加算
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用開始時及び利用中6月ごと 1回につき5単位を加算

ワ 科学的介護推進体制加算	1月につき40単位を加算
---------------	--------------

カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき+所定単位×59/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき+所定単位×43/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき+所定単位×23/1000
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき+(3)の×90/100
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 1月につき+(3)の×80/100

注
所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、令和4年3月サービス利用分まで算定可能

コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+所定単位×12/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき+所定単位×10/1000)

注
所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計

--

支給限度額の算定項目

--

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 令和3年9月30日までの間は、上記イ について、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

5 【生活支援通所サービス】

基本部分			注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護職員の員数が基準に満たない場合	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に生活支援通所サービスを行う
イ 生活支援通所サービス (I)	2時間以上 5時間未満 5回まで	事業対象者・要支援1 1回につき 307単位 1月につき5回まで	× 70/100	× 70/100	× 77/100
ロ 生活支援通所サービス (II)	5時間以上 4回まで	事業対象者・要支援1 1回につき 346単位 1月につき4回まで			
ハ 生活支援通所サービス (III)	2時間以上 5時間未満 10回まで	要支援2 1回につき 316単位 1月につき10回まで			
ニ 生活支援通所サービス (IV)	5時間以上 9回まで	要支援2 1回につき 356単位 1月につき9回まで			

※ 令和3年9月30日までの間は、上記イ から ニ までについて、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

※1 同一建物減算を算定する場合で、人員欠如・定員超過となる時の事業費の請求については、お問合せください。

参考・生活支援通所サービス定員超過の減算方法

問 12 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

(答)

- 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、
 - 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
 - これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
 - 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
 - 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

介護保険最新情報
平成27年8月19日
Vol.494



市町村の定める減算等の取扱い

事業所全体では、利用定員は超えないものの、通所介護と現行相当サービスの部分が、通所介護と現行相当サービスの利用定員の超過利用となる場合は、減算の対象となる。

ただし、通所型サービスAのみが通所型サービスAの定員を超えているが、事業所全体で利用定員が超えない場合は、減算の対象としない。

6 【短期集中専門通所サービス】

基本部分

注
送迎を行 わない場 合

事業対象者・要支援1・要支援2 1回9回まで	436単位
------------------------	-------

片道につき 15単位



支給限度額管理の対象外の算定項目である

※ 利用料金は定額（送迎の有無に関わらず）
1回につき 350円（介護保険負担割合関係なし）

7【介護予防ケアマネジメント】

基本部分

【介護予防ケアマネジメントA】 (原則的)

イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき)
438単位

ロ 初回加算
+300単位

ハ 委託連携加算
+300単位

【介護予防ケアマネジメントB】 (簡略)

イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき)
該当なし

ロ 初回加算
該当なし

ハ 委託連携加算
該当なし

【介護予防ケアマネジメントC】 (初回のみ)

イ 介護予防ケアマネジメント(1月につき)
438単位

※ 令和3年9月30日までの間は、上記イ について、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。